

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局技術支援部難病相談支援センター】	4
○ 収納事務の委託（2件）【総務局平和のまちミュージアム事務局】	5
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】	7
○ 北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示【建築都市局総務部都市景観課】	8
○ 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】	9
○ 北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する告示【環境局環境監視部環境監視課】	11
○ 令和6年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】	12
○ 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定【建設局道路部管理課】	43
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】	44
○ 道路の供用開始【建設局道路部管理課】	45
○ 道路の区域決定【建設局道路部管理課】	46
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】	47
○ 道路の供用開始【建設局道路部管理課】	49
○ 道路の区域決定【建設局道路部管理課】	50
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】	52

○ 道路の供用開始【建設局道路部管理課】	6 1
○ 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	6 5
○ 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】	6 6
○ 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局文学館事務局】	6 7
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	6 9
○ 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	7 1
○ 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】	7 2
○ 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】	8 5

◇ 公 告

○ 北九州市立地適正化計画の改定【建築都市局計画部都市計画課】	8 6
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】	8 7

◇ 上下水道局

○ 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	8 8
○ 北九州市上下水道局自動車管理規程等の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	8 9
○ 北九州市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部浄水課】	9 0

◇ 交 通 局

○ 北九州市交通局事務分掌規程及び北九州市交通局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	9 1
--	-----

◇ 公営競技局

○ 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程【公営競技局ボートレース事業課】	9 2
○ 北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	9 3
◇ 市 議 会	
○ 北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程【市議会事務局総務課】	9 4
◇ 市選挙管理委員会	
○ 北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】	9 5
◇ 農業委員会	
○ 北九州市農業委員会規則の一部を改正する告示【農業委員会事務局】	9 6
◇ 人事委員会	
○ 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】	9 7
○ 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】	9 8
○ 北九州市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令【行政委員会事務局任用課】	1 0 1
◇ 監査委員	
○ 北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局監査第一課】	1 0 2
○ 北九州市監査委員の事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令【行政委員会事務局監査第一課】	1 0 3
◇ 雑 報	
○ 特定調達契約の相手方の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局管理課】	1 0 4

北九州市告示第100号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人耳鼻咽喉科よしだクリニック	北九州市八幡西区竹末二丁目2番1号	令和6年3月1日

2 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
さかえケア訪問看護ステーション若戸	北九州市若松区浜町一丁目4番1号	令和6年2月1日
クラッチケア訪問看護ステーション三萩野	北九州市小倉北区吉野町10番19号-3F	令和6年3月1日
チョッパー訪問看護ステーション小倉南	北九州市小倉南区葛原一丁目2番35-505号	令和6年3月1日

北九州市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区久岐の浜1番9号	

北九州市告示第104号

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱（平成9年北九州市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第14条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第107号

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱の一部を改正する
告示

北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱（昭和59年北九州市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「危機管理室長、広報室長、市民文化スポーツ局長」を「市長公室長、危機管理室長」に、「建設局長」を「都市ブランド創造局長、都市整備局長」に改める。

別表第1の八幡東区の項中「八幡東区中央一丁目2番4号八幡東区役所東別館内」を「八幡東区中央一丁目1番1号八幡東区役所内」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市告示第108号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和6年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市収集ごみ

(ア) 家庭ごみ

- a 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、紙くず及びこれらと性状が同等に取り扱い得るもの
- b 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出されるもの

(イ) 粗大ごみ

- a 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの
- b 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの

(ウ) 資源化物

家庭から排出されるものであって次に掲げるもの

- a かん
- b びん
- c ペットボトル
- d プラスチック製容器包装
- e プラスチック使用製品（原材料がプラスチックであって、1辺の長さが50cm未満であるもの（ペットボトル及び分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものを除く。以下同じ。）に限る。）
- f 紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）

- g 発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
- h 蛍光管
- i 水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀使用廃製品」という。）
- j 乾電池、二次電池、製品一体型電池等（以下「電池類」という。）
- k 小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
- l 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）
- (エ) 環境保全ごみ
環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
- (オ) 動物の死体
犬、猫その他の小動物の死体
- イ 自己搬入ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるもの（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）並びに事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。以下同じ。）
 - (ア) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び許可を要しない者（以下「収集運搬許可業者等」という。）又は排出者自らが収集運搬するもの
 - (イ) 家庭から排出される資源化物以外のごみで、収集運搬許可業者等又は排出者自らが収集運搬するもの
- ウ 許可業者ごみ
 - (ア) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び許可を要しない者が処分するもの
 - (イ) 法第9条の9第1項の規定により環境大臣から一般廃棄物の広域的処理の認定を受けたもの
 - (ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条第3項の規定による認定を受けた特定事業者又は同法第21条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの

(エ) 特定家庭用機器再商品化法第23条第3項の規定による認定を受けた者又は同法第32条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの

(オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の規定による認定を受けた者が処分（再生を含む。）するもの

エ 市が収集しないごみ

次に掲げる品目等は市での収集は行わないため、処理に当たっては、販売元、製造元、専門の処理業者等に相談すること。

区分	品目等	
排出禁止物 (条例第15条関係)	有害性のある物 (感染性を含む。)	農薬、殺虫剤、有害な薬品類（家庭医薬品でない物）、在宅医療廃棄物（使用済の注射針、体液及び血液の付いた点滴バッグ、チューブ、カテーテル等）等
	危険性のある物	消火器、ガスボンベ類、カセットボンベ（中身の残っている物）、オイルヒーター、発煙筒等
	引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル類（食用を除く。）、廃油、火薬類、塗料、ペンキ等
	著しく悪臭を発する物	著しく汚物の付着した紙おむつ等
	特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する一般廃棄物（同条第1号に規定する部品のうち、安定器、汚染物及び3kg未満の小型電気機器を除く。）
	市が行う処理に著しい支障を及ぼす物	バイク、ボート（ゴムボートを除く。）、自動車、タイヤ、バッテリー、ピアノ、金庫、電動式車いす、電動カート、生木・剪定枝（長さ2mを超える物又は直径10cmを超える物）、材木（長さ2mを超える物又は直径20cmを超える物）等
	体積又は重量が著しく大きい物	1辺の長さが3mを超える物、体積が2m ³ を超える物、重量が70kgを超える物等 ※品目によっては、上記よりも厳しい条件有

	堅牢な物	り 石材、鋼材等の堅牢な物で、直径30cmを超える物又は10kgを超える物
特定家庭用機器再商品化法に基づく物		エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等（特定家庭用機器再商品化法対象品目に限る。）

(2) し尿

ア 市収集し尿

(ア) 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの

(イ) 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの

イ 自己搬入し尿

事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	183,200 t
	自己搬入ごみ	133,000 t
	許可業者ごみ	29,800 t
	環境保全ごみ	4,500 t
	動物の死体	5,000 個
し尿	市収集し尿	5,000 kl
	自己搬入し尿	5,000 kl
浄化槽汚泥		20,000 kl

3 処理計画

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制、再使用及び再資源化計画

ア 排出抑制、再使用及び再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物のうち、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器

包装及びプラスチック使用製品については、指定袋による収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3 R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施やコンポストの用途拡大に取り組む。また、食品ロスの削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 電池類リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される電池類のリサイクル促進を図る。

(ク) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ケ) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する。

a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみの減量

- 化及び適正排出に向けた指導及び啓発
- b 北九州市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量化・資源化の促進
 - c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等の資源化物のリサイクルの促進
 - d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化・資源化の促進
 - e 市役所内から排出されるごみの減量化・資源化の徹底
 - f 事業者、市民及び行政の連携による、食品廃棄物の減量化・資源化の促進
- (コ) ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施
- a 環境ミュージアムの活用
 - b 出前講演の実施
 - c ホームページの活用
 - d 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
 - e 市民リサイクル啓発用映像の活用
 - f 「北九州市の環境」の発行
 - g ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
 - h 家庭ごみステーションにおける排出指導、啓発及び地域の取組支援の実施
 - i その他、市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び計画処理量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,000 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7,800 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	170 t
資源化物のうち、蛍光管及び水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	60 t

資源化物のうち、電池類を再資源化業者に引き渡す。	13 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	150 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	10 t
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	15,200 t
家庭から排出される剪定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	120 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	5 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し、利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	30 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 10,300 t メタル 2,280 t
粗大ごみから鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	880 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	260 t
事業活動に伴って排出される廃木材及び剪定枝をチップ化し、再資源化する。	24,400 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4,700 t

事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	700t
----------------------------	------

注 ペットボトルの約半数については、ペットボトルへ再資源化することを条件に入札し、これを落札した事業者引き渡す。当該入札分を除くペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

(2) ごみの収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ ごみの持ち出し及び収集運搬の方式

(ア) ステーション方式

所定のステーションから収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定のステーションに持ち出す。

(イ) 拠点回収方式

所定の回収拠点から収集することをいう。

排出者は、回収拠点の回収ボックスに対象物を投入する。

(ウ) 戸別収集方式

a ふれあい収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯からごみを収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。

b 粗大ごみの一般収集

粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、粗大ごみ処理手数料を収納事務受託者に納付する場合は一般収集の処理手数料に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を、指定納付受託者に納付を委託する場合は任意用紙等に受付番号、収集日及び金額を記入し、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。

c 粗大ごみの特別収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを

収集することをいう。

排出者は、特別収集に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、北九州市に引き渡す。ただし、次に掲げる物については対象とはならない。

- (a) 人手（3人以上）により持ち出すことができない物
- (b) 取り外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

ウ 市長が指定する袋

(ア) 共通事項

製造者	北九州市
材質	高密度ポリエチレン
袋の色	無色半透明

(イ) 個別事項

区分	容量	文字等
家庭ごみ用 (大袋)	4 5 L	北九州市家庭ごみ用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (中袋)	3 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋（中）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (小袋)	2 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (特小袋)	1 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋（特小）その他市長が指定する文字等
かん・びん用	2 5 L	北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等
ペットボトル用 (大袋)	4 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
ペットボトル用 (小袋)	2 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用 (大袋)	4 5 L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大）その他市長が指定する文字等

プラスチック製容器包装用（小袋）	2.5 L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
プラスチック用（大袋）	4.5 L	北九州市プラスチック用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
プラスチック用（小袋）	2.5 L	北九州市プラスチック用指定袋（小）その他市長が指定する文字等

エ ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次のいずれかで構成される世帯

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者
- (ウ) その他環境局長が認める者

オ 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者

年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

カ 区分ごとの収集主体、方式、回数、方式及び量

区分	収集主体	方式	回数	計画収集量
家庭ごみ	北九州市	ステーション方式	週2回	161,000 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
かん及びびん	北九州市	ステーション方式	週1回	7,200 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
ペットボトル	北九州市	ステーション方式	週1回	2,800 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品	北九州市	ステーション方式	週1回	7,800 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
紙パック及びトレイ	北九州市	拠点回収方式	随時	170 t
小物金属	北九州市	拠点回収方式	随時	150 t
蛍光管	北九州市	拠点回収方式	随時	60 t
水銀使用廃製品	北九州市	拠点回収方式	随時	上記60 tに含む。
電池類	北九州市	拠点回収方式	随時	13 t
小型家電	北九州市	拠点回収方式	随時	10 t
粗大ごみ	北九州市	戸別収集方式（一般収集）	月1回（ただ	4,000 t

			し、引越ごみについては必要に応じてその都度)	
		ステーション方式（馬島及び相島に限る。）	年6回	
動物の死体	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	5,000個
環境保全ごみ	北九州市	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4,500t
自己搬入ごみ	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	133,000t
許可業者ごみ（廃木材及び剪定枝）	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	24,400t
許可業者ごみ（紙）	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4,700t
許可業者	収集運搬	飛散流出しない	必要に	700t

ごみ（食品廃棄物）	許可業者等	方法	応じてその都度	
-----------	-------	----	---------	--

注1 家庭ごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日までの収集日については、排出者に別途周知する。

注2 収集運搬業については、現状の体制で北九州市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りでない。

注3 許可業者ごみ（紙）において、北九州市が収集する物は、次の各号に掲げる物とする。

- (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
- (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校から排出される機密古紙

(3) ごみの処分に係る計画

ア ごみ処理施設の概要

(ア) 再資源化（破砕、選別等）

事業者名 (施設名)	対象物	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工場)	紙パック トレイ	門司区新門司 三丁目79番地	ストックヤード	—
北九州市 (不燃粗大 仮置場)	粗大ごみ (鉄)	小倉北区西港 町96番地の 2	ストックヤード	—
北九州市 (日明かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	小倉北区西港 町97番3	アルミ缶の選 別 マグネット プーリー回転 式	32.5 9 t / 5 時間
			スチール缶の 選別 永磁吊下式	

			びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	
	紙パケットレイ	小倉北区西港町97番3	ストックヤード	—
北九州市 (本城かんびん資源化センター)	かんびんペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式	63t / 5時間
			スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り下げ方式	
			びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	
	紙パケットレイ	八幡西区洞北町7番10号	ストックヤード	—
株式会社ビートルエンジニアリング	廃プラスチック類	若松区響町一丁目105番24	破砕機 揺動式選別機 手選別コンベア 圧縮梱包機	40.1t / 8時間
日本資源流通株式会社	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町86番地の	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60t / 12時間
木材開発株式会社	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120t

ホクザイ運輸株式会社	廃木材 剪定枝	小倉北区西港町72番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700t ／8時間
梅崎礦業株式会社	廃木材	門司区新門司三丁目67番地16	回転ナイフ式	18t ／8時間
株式会社金田商店	廃木材	門司区新門司三丁目67番地61	一軸破碎機（自走式） 二軸破碎機（自走式）	179.9t ／8時間
株式会社守恒造園建設	廃木材 剪定枝	小倉南区大字堀越483番地の1及び510番地の1	回転ナイフ式	4t ／8時間
株式会社野原商会	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目25番地	二軸破碎機 一軸破碎機 圧縮梱包機	44.2t ／5時間
		門司区新門司三丁目52番地	二軸式破碎機 圧縮梱包機	59.38t ／5時間
株式会社坪井商店	紙くず	小倉北区高浜二丁目7番47号	油圧プレス式	100t ／8時間
北九資源株式会社	紙くず	小倉北区青葉一丁目2番7号	油圧プレス式	60t ／5時間
株式会社ジェイ・リライツ	蛍光管 水銀体温計 水銀血圧計 水銀温度	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破碎機 乾式スクルー型破碎機 ハンマー式	23.9t ／12時間

	計 一次電池			
九州メタル 産業株式会 社	特定家庭 用機器廃 棄物（電 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を 除く。） 使用済F RP船 使用済パ ーソナル コンピュ ーター 使用済自 動二輪車 小型家電 粗大ごみ （がれき 類除く。 ）	小倉北区西港 町62番地4	破砕機選別機 磁選機 ふるい機	296. 1 t / 5 時間
西日本家電 リサイクル 株式会社	特定家庭 用機器廃 棄物	若松区響町一 丁目62番地	破砕機 選別機 磁選機 減容機	292. 8 t / 2 4時間
株式会社リ サイクルテ ック	家庭用電 化製品（ 特定家庭 用機器廃 棄物を除 く。）	若松区響町一 丁目62番地 の13及び1 4	縦型一軸せん 断式 油圧プレス式	38.4 1 t / 2 4時間
九州製紙株 式会社	紙	八幡東区大字 前田2142	パルパー	135 t / 24時

		番地の1		間
株式会社西 日本ペーパ ーリサイク ル	紙	若松区響町一 丁目62番地	横型ハンマー 式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t / 5時 間
株式会社丸 清	紙	若松区南二島 四丁目2番1 8号	油圧プレス式	102t / 5時間
有限会社K A R S	かん びん ペットボ トル 紙コップ	若松区響町一 丁目62番地 の19	アルミ缶の選 別 高磁力回転 ドラム方式	96t / 24時間
			スチール缶の 選別 吊り下げ磁 石方式	
			びん、ペット ボトル及び紙 コップの手選 別 直線ベルト コンベア式	
西日本ペッ トボトルリ サイクル株 式会社	ペットボ トル	若松区響町一 丁目62番地	フレーク処理 ペレット処理	118. 8t / 2 4時間
日鉄リサイ クル株式会 社	廃プラス チック	八幡東区大字 前田2145 番地の2	破碎機 選別機 減容成形機	216t / 24時 間
UBE三菱 セメント株 式会社	焼却灰	八幡西区洞南 町1番1号	水洗設備 ロータリーキ ルン式焼成炉	120t / 24時 間
北九州アッ シュリサイ	ばいじん	戸畑区牧山五 丁目1番1号	水洗設備 ロータリーキ	116t / 24時

クルシステムズ株式会社			ルン式乾燥炉	間
日本磁力選 鉱株式会社	小型家電 二次電池	若松区響町一 丁目79番地 の3、4、5 、6、7、8 及び 9	小型家電 回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	47.5 t / 5時 間
			二次電池 蒸気加熱式 熱分解炉	4.5 t / 24時 間
山光金属株 式会社	小型家電 古紙 繊維くず 金属くず ガラスく ず	若松区響町一 丁目13番地 4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	69.9 t / 5時 間
株式会社ウ エルクリエ イト	食品廃棄 物	若松区向洋町 10番地1	粉碎機 脱水機	4.5 t / 24時 間
福岡金属興 業株式会社	廃プラス チック類	若松区向洋町 52番1	破碎機 磁選機 非鉄選別機	60.8 t / 8時 間
株式会社折 園	木くず	八幡西区大字 浅川942番 208	移動式兼用破 碎機	4.4 t / 8時間

(イ) 中間処理（焼却等）

事業者名 (施設名)	処理 区分	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工 場)	焼却	門司区新門司三 丁目79番地	シャフト炉 式ガス化溶	720 t / 24 時間
北九州市 (日明工場)	焼却	小倉北区西港町 96番地の2	連続燃焼式	600 t / 24 時間

北九州市 (皇后崎工場)	焼却	八幡西区夕原町 2番1号	連続燃焼式	810t / 24 時間
光和精鉱株 式会社 ※休止中	焼却	戸畑区大字中原 46番地9 3	ロータリー キルン方式	廃プラスチック類 64.4t / 24 時間 紙くず 112t / 24 時間 木くず 128t / 24 時間 繊維くず 112t / 24 時間
ジャパンウ ェイスト株 式会社	焼却	若松区響町一丁 目111番2	ストーカ方 式	45t / 24時 間

(ウ) 最終処分

事業者(施設名)	北九州市(響灘西地区廃棄物処分場)
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371,150m ²
全体容量	4,571,000m ³
埋立区域	2区画
埋立方法	片押し工法による埋立て整地

イ 部門ごとの処理量

部門	区分	計画処理量	
選別	市収集ごみ	17,900t	
破砕	市収集ごみ	2,000t	4,230t
	環境保全ごみ	30t	
	自己搬入ごみ	2,200t	
焼却	市収集ごみ	167,000t	297,500t
	環境保全ごみ	4,500t	

	自己搬入ごみ	126,000 t	
	動物の死体		5,000 個
埋立	市収集ごみ	2,300 t	42,700 t
	環境保全ごみ	0 t	
	自己搬入ごみ	4,400 t	
	焼却灰	36,000 t	

備考 上記以外に直方市、行橋市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町及びみやこ町のごみについて、各自治体との協定に基づく品目を処理する。また、災害廃棄物について、国及び被災自治体等から北九州市に処理の要請があり、北九州市が処理可能であると判断することができる場合は、当該廃棄物を処理する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ 収集運搬の方式

バキューム車による。

ウ 区分ごとの収集回数及び量

区分	収集主体	回数	計画収集量
市収集し尿	北九州市	概ね20日に1回	5,000 k l
自己搬入し尿	排出者	必要に応じてその都度	5,000 k l
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者等	必要に応じてその都度	20,000 k l

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、北九州市及び収集運搬許可業者等が収集する。

エ 中継施設

事業者 (施設名)	所在地	浄化センターへの 圧送能力
北九州市 (西港し尿圧送所)	小倉北区西港町24番地	250 k l / 日
北九州市 (皇后崎し尿投入所)	八幡西区夕原町2番4号	500 k l / 日

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処分に係る計画

ア 処分の方法

中継施設へ投入し、し尿以外のごみを取り除いた後、浄化センターに
圧送し、処理する。

イ 区分ごとの量

区分	計画処理量
市収集し尿	5,000 k l
自己搬入し尿	5,000 k l
浄化槽汚泥	20,000 k l

別表 町名ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁		木曜日

	<p>目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町</p>		
小倉北区	<p>青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鶏町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目（一部）、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町</p>		金曜日

	<p>浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、黒原三丁目（一部）、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		<p>木曜日</p>
<p>小倉南区</p>	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>火曜日</p>

丁目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八

金曜日

	重洲町、山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一番）、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひびきの南一丁目（一部）、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日

	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町	火曜日及び金曜日	月曜日
	赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、大字藤木、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町		木曜日
八幡東区	河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町	月曜日及び木曜日	金曜日
	大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目	火曜日及び金曜日	月曜日

	及び桃園四丁目		
	荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町		木曜日
八幡西区	相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東	月曜日及び木曜日	火曜日

一丁目、町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三

金曜日

	丁目		
	池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目（一部）、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町	火曜日及び金曜日	月曜日
	楠橋南三丁目、木屋瀬東一丁目、木屋瀬東二丁目、木屋瀬東三丁目、木屋瀬東四丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目		木曜日
戸畑区	牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	浅生一丁目、浅生二丁目（一番）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰		金曜日

二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞆ヶ谷町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞆ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目	火曜日及び金曜日	木曜日

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第109号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
528	市道安瀬13号線	北九州市若松区大字安瀬7番7地先から 北九州市若松区大字安瀬64番18地先まで

2 指定する期日 令和6年7月1日

北九州市告示第 1 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4 9 5	4 9 5 号	前	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 52.0	22,192.8
		後	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 52.0	22,195.3

北九州市告示第 1 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 3 月 2 9 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
4 9 5	4 9 5 号	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで

北九州市告示第 1 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 0 2	直方北 九州自 転車道 線	北九州市若松区大字安屋 2 6 8 2 番 1 地先から 北九州市若松区大字有毛 1 7 4 9 番 1 地先まで	3.0 ～ 10.7	3,932.5

北九州市告示第 1 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 6	北九州 芦屋線	前	北九州市若松区二島五丁目 5 番 2 7 地先から 北九州市八幡西区大字浅川 曲川大橋中央まで	17.6 ～ 59.4	6,250.9
		後	北九州市若松区二島五丁目 5 番 2 7 地先から 北九州市八幡西区三ツ頭二 丁目曲川大橋中央まで	17.6 ～ 29.3	6,242.3
2 0 2	水巻芦 屋線	前	北九州市八幡西区大字浅川 1 3 9 4 番 1 0 0 地先から 北九州市若松区高須西二丁 目 1 番 1 4 5 地先まで	23.5 ～ 33.4	1,398.7
		後	北九州市八幡西区三ツ頭一 丁目 1 3 9 4 番 1 0 0 地先 から 北九州市若松区高須西二丁 目 1 番 1 4 4 地先まで	23.5 ～ 33.4	1,442.3
2 7 4	海老川 早間前 線	前	北九州市若松区大字有毛 2 7 4 6 番地先から 北九州市若松区大字有毛 2	5.6 ～ 8.6	581.2

			5 8 1 番 1 地先まで		
		後	北九州市若松区大字有毛 2 7 4 6 番地先から 北九州市若松区大字有毛 2 5 8 1 番 1 地先まで	5.6 ~ 8.0	555.5
3 0 2	直方北 九州自 転車道 線	前	北九州市若松区大字安屋 2 6 8 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 1 7 4 9 番 1 地先まで	3.0 ~ 10.7	3,363.7
		後	北九州市若松区大字安屋 2 6 8 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 1 7 4 9 番 1 地先まで	3.0 ~ 10.7	3,932.5

北九州市告示第 1 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 3 月 2 9 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2 6	北九州芦屋線	北九州市若松区二島五丁目 5 番 2 7 地先から 北九州市八幡西区三ツ頭二丁目曲川大橋中央まで
2 0 2	水巻芦屋線	北九州市八幡西区三ツ頭一丁目 1 3 9 4 番 1 0 0 地先から 北九州市若松区高須西二丁目 1 番 1 4 4 地先まで
2 7 4	海老川早間前線	北九州市若松区大字有毛 2 7 4 6 番地先から 北九州市若松区大字有毛 2 5 8 1 番 1 地先まで
3 0 2	直方北九州自転車道線	北九州市若松区大字安屋 2 6 8 2 番 1 地先から 北九州市若松区大字有毛 1 7 4 9 番 1 地先まで

北九州市告示第 1 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 8 9 4	向洋町 1 0 号 線	若松区向洋町 1 0 番 6 5 地先 から 若松区向洋町 1 0 番 7 1 地先 まで	10.5	188.2
3 9 0 3	向洋町 1 1 号 線	若松区向洋町 1 0 番 7 1 地先 から 若松区向洋町 1 0 番 9 2 地先 まで	12.0 ～ 12.1	478.7
3 9 0 4	向洋町 1 2 号 線	若松区向洋町 1 0 番 4 2 地先 から 若松区向洋町 1 0 番 1 2 5 地 先まで	16.0 ～ 16.1	792.8
3 9 0 5	向洋町 1 3 号 線	若松区向洋町 1 0 番 1 2 地先 から 若松区向洋町 1 0 番 1 3 2 ま で	12.0	289.9
3 9 0 6	向洋町 1 4 号 線	若松区向洋町 1 0 番 1 0 0 地 先から 若松区向洋町 1 0 番 9 3 地先 まで	12.0	183.6
3 9 0 7	向洋町	若松区向洋町 1 0 番 1 0 5 地	12.0	252.0

	15号 線	先から 若松区向洋町10番107地 先まで		
3908	向洋町 16号 線	若松区向洋町10番126地 先から 若松区向洋町10番130地 先まで	12.0	273.4

北九州市告示第 1 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 5 1	有毛 1 号線	前	若松区大字有毛 2 6 7 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 1 3 4 1 番 1 地先まで	2.3 ～ 17.8	700.9
		後	若松区大字有毛 2 6 7 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 1 4 3 5 番 地先まで	2.2 ～ 4.7	695.3
7 5 2	有毛 2 号線	前	若松区大字有毛 2 9 4 5 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 7 4 6 番 地先まで	2.8 ～ 7.7	367.9
		後	若松区大字有毛 2 9 4 5 番 4 地先から 若松区大字有毛 2 7 4 6 番 地先まで	2.8 ～ 7.7	369.6
1 1 8 7	有毛 2 2 号線	前	若松区大字有毛 2 9 6 2 番 3 地先から 若松区大字有毛 2 5 3 5 番 1 地先まで	5.0 ～ 12.5	221.2

		後	若松区大字有毛 2 9 6 6 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 3 5 番 1 地先まで	5.0 ～ 7.3	221.0
1 1 8 9	有毛 2 4 号線	前	若松区大字有毛 2 5 6 5 番 地先から 若松区大字有毛 2 5 6 9 番 1 地先まで	2.4 ～ 3.4	98.1
		後	若松区大字有毛 2 5 6 5 番 地先から 若松区大字有毛 2 5 6 9 番 1 地先まで	2.4 ～ 3.8	97.1
1 1 9 8	有毛 3 3 号線	前	若松区大字有毛 2 9 4 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 3 0 0 4 番 地先まで	0.5 ～ 2.4	143.2
		後	若松区大字有毛 2 9 4 2 番 5 地先から 若松区大字有毛 3 0 0 4 番 地先まで	0.5 ～ 2.7	130.7
1 2 0 9	有毛 4 4 号線	前	若松区大字有毛 2 5 6 6 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 6 6 4 番 4 地先まで	2.9 ～ 4.3	60.8
		後	若松区大字有毛 2 5 6 6 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 6 6 4 番 1 地先まで	2.9 ～ 3.9	56.2
1 2 1 0	有毛 4 5 号線	前	若松区大字有毛 2 5 8 0 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 7 6 番 地先まで	2.0 ～ 3.5	64.7

		後	若松区大字有毛 2 5 8 0 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 7 6 番 地先まで	2.0 ～ 2.6	64.8
1 2 9 6	有毛 1 3 1 号 線	前	若松区大字有毛 2 5 2 2 番 地先から 若松区大字有毛 2 5 5 9 番 4 地先まで	1.4 ～ 3.0	215.3
		後	若松区大字有毛 2 4 9 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 5 9 番 4 地先まで	1.4 ～ 3.0	214.3
1 3 0 0	有毛 1 3 5 号 線	前	若松区大字有毛 2 5 7 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 8 3 番 地先まで	1.3 ～ 2.2	11.3
		後	若松区大字有毛 2 5 7 2 番 8 地先から 若松区大字有毛 2 5 8 3 番 地先まで	2.0	12.3
3 6 0 7	向洋町 3 号線	前	若松区向洋町 1 0 番 2 地先 から 若松区向洋町 1 0 番 2 2 地 先まで	16.0 ～ 22.5	129.0
		後	若松区向洋町 1 0 番 3 2 地 先から 若松区向洋町 1 0 番 9 1 地 先まで	16.0 ～ 16.1	129.1
3 6 0 8	向洋町 4 号線	前	若松区向洋町 1 0 番 2 2 地 先から 若松区向洋町 1 0 番 1 1 地 先まで	10.5	299.6

		後	若松区向洋町 10 番 9 1 地 先から 若松区向洋町 10 番 1 1 地 先まで	10.5	300.0
3 6 0 9	向洋町 5 号線	前	若松区向洋町 10 番 2 1 地 先から 若松区向洋町 10 番 1 0 地 先まで	10.5 ～ 14.5	272.7
		後	若松区向洋町 10 番 2 1 地 先から 若松区向洋町 10 番 1 0 地 先まで	10.5 ～ 11.7	272.6
3 6 1 0	向洋町 6 号線	前	若松区向洋町 10 番 7 地先 から 若松区向洋町 10 番 1 地先 まで	8.2	125.1
		後	若松区向洋町 10 番 7 地先 から 若松区向洋町 10 番 5 地先 まで	12.0	125.3
3 6 5 5	向洋町 7 号線	前	若松区向洋町 10 番 3 0 地 先から 若松区向洋町 10 番 3 1 地 先まで	10.5	233.7
		後	若松区向洋町 10 番 3 0 地 先から 若松区向洋町 10 番 3 1 地 先まで	10.5 ～ 10.6	245.3
3 7 3 9	千代ヶ 崎 1 号 線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目 1 5 番 1 地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目 4 番 1 1 地先まで	8.5 ～ 9.2	581.2

		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 5番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目4 番11地先まで	8.5 ～ 9.2	582.0
3742	千代ヶ崎4号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 3番13地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目3 番13地先まで	8.9 ～ 9.3	747.5
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 3番13地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1 番1地先まで	8.8 ～ 9.0	747.9
3744	千代ヶ崎6号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 2番地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目6 番地先まで	6.0 ～ 6.1	323.9
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 2番地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目6 番1地先まで	6.0 ～ 6.1	324.7
3745	千代ヶ崎7号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 1番34地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目7 番地先まで	6.0 ～ 6.1	296.5
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目1 1番34地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目7 番1地先まで	6.0 ～ 6.1	296.9
3748	千代ヶ崎10号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目4 番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目5 番地先まで	6.0	164.8

		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目5番1地先まで	6.0 ～ 6.1	165.5
3749	千代ヶ崎11号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目2番3地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目3番1地先まで	9.0 ～ 13.0	51.2
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目2番3地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目3番1地先まで	9.0 ～ 9.1	50.6
3750	千代ヶ崎12号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目7番地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目8番2地先まで	6.0 ～ 6.1	125.8
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目7番地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目8番2地先まで	6.0 ～ 6.1	126.2
3751	千代ヶ崎13号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目8番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目8番1地先まで	6.0 ～ 13.2	85.0
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目8番5地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目8番13地先まで	6.0	85.0
3752	千代ヶ崎14号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目2番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目9番13地先まで	9.0	31.2

		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目2番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目9番13地先まで	9.0	30.9
3765	千代ヶ崎27号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで	6.1 ～ 7.6	205.3
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで	6.1 ～ 7.7	205.9
3768	千代ヶ崎30号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目1番8地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで	9.0 ～ 10.7	266.1
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目1番8地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで	9.0 ～ 10.8	265.8
3769	千代ヶ崎31号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目8番地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番3地先まで	6.0 ～ 6.4	208.0
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目8番地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番3地先まで	6.0 ～ 6.1	207.9
3770	千代ヶ崎32号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目7番18地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番19地先まで	6.0 ～ 11.0	127.4

		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目7番46地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番19地先まで	6.0 ～ 6.1	136.7
3771	千代ヶ崎33号線	前	八幡西区千代ヶ崎二丁目6番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番1地先まで	6.0 ～ 7.6	106.3
		後	八幡西区千代ヶ崎二丁目6番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番1地先まで	6.0 ～ 7.6	104.6
3773	千代ヶ崎35号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番20地先まで	8.9 ～ 10.9	310.0
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番20地先まで	8.9 ～ 10.9	310.4
5654	千代ヶ崎50号線	前	八幡西区千代ヶ崎一丁目3番9地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目1番1地先まで	6.1	50.3
		後	八幡西区千代ヶ崎一丁目3番9地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1番1地先まで	6.1	50.1
1441	中原2号線	前	戸畑区大字中原46番106地先から 戸畑区中原東四丁目46番89地先まで	7.5 ～ 22.8	224.1

		後	戸畑区大字中原 4 6 番 1 0 6 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 8 8 地先まで	7.4 ～ 9.6	222.5
1 4 7 4	中原東 2 号線	前	戸畑区中原東四丁目 4 5 番 1 1 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 9 地先まで	3.0 ～ 24.1	142.2
		後	戸畑区中原東四丁目 4 5 番 1 1 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 0 8 地先まで	3.0 ～ 24.1	163.0
1 7 9 6	中原中 原東 2 号線	前	戸畑区中原新町 1 1 4 番 9 地先から 戸畑区大字中原 1 1 4 番 6 3 地先まで	8.9 ～ 26.8	1,419.4
		後	戸畑区大字中原 4 6 番 1 0 9 地先から 戸畑区大字中原 1 1 4 番 6 3 地先まで	8.9 ～ 26.8	1,419.8
1 8 1 3	中原 7 号線	前	戸畑区大字中原 4 6 番 8 7 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 4 地 先まで	10.2 ～ 27.6	560.2
		後	戸畑区大字中原 4 6 番 7 4 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 6 8 地先まで	10.2 ～ 27.6	564.9

北九州市告示第 1 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 3 月 2 9 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
7 5 1	有毛 1 号線	若松区大字有毛 2 6 7 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 1 4 3 5 番地先まで
7 5 2	有毛 2 号線	若松区大字有毛 2 9 4 5 番 4 地先から 若松区大字有毛 2 7 4 6 番地先まで
1 1 8 7	有毛 2 2 号線	若松区大字有毛 2 9 6 6 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 3 5 番 1 地先まで
1 1 8 9	有毛 2 4 号線	若松区大字有毛 2 5 6 5 番地先から 若松区大字有毛 2 5 6 9 番 1 地先まで
1 1 9 8	有毛 3 3 号線	若松区大字有毛 2 9 4 2 番 5 地先から 若松区大字有毛 3 0 0 4 番地先まで
1 2 0 9	有毛 4 4 号線	若松区大字有毛 2 5 6 6 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 6 6 4 番 1 地先まで
1 2 1 0	有毛 4 5 号線	若松区大字有毛 2 5 8 0 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 7 6 番地先まで
1 2 9 6	有毛 1 3 1 号線	若松区大字有毛 2 4 9 2 番 1 地先から 若松区大字有毛 2 5 5 9 番 4 地先まで
1 3 0 0	有毛 1 3 5 号線	若松区大字有毛 2 5 7 2 番 8 地先から 若松区大字有毛 2 5 8 3 番地先まで

3607	向洋町3 号線	若松区向洋町10番32地先から 若松区向洋町10番91地先まで
3608	向洋町4 号線	若松区向洋町10番91地先から 若松区向洋町10番11地先まで
3609	向洋町5 号線	若松区向洋町10番21地先から 若松区向洋町10番10地先まで
3610	向洋町6 号線	若松区向洋町10番7地先から 若松区向洋町10番5地先まで
3655	向洋町7 号線	若松区向洋町10番30地先から 若松区向洋町10番31地先まで
3894	向洋町1 0号線	若松区向洋町10番65地先から 若松区向洋町10番71地先まで
3903	向洋町1 1号線	若松区向洋町10番71地先から 若松区向洋町10番92地先まで
3904	向洋町1 2号線	若松区向洋町10番42地先から 若松区向洋町10番125地先まで
3905	向洋町1 3号線	若松区向洋町10番12地先から 若松区向洋町10番132まで
3906	向洋町1 4号線	若松区向洋町10番100地先から 若松区向洋町10番93地先まで
3907	向洋町1 5号線	若松区向洋町10番105地先から 若松区向洋町10番107地先まで
3908	向洋町1 6号線	若松区向洋町10番126地先から 若松区向洋町10番130地先まで
3739	千代ヶ崎 1号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目15番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目4番11地先まで
3742	千代ヶ崎 4号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目13番13地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1番1地先まで

3 7 4 4	千代ヶ崎 6号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目12番地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目6番1地先まで
3 7 4 5	千代ヶ崎 7号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目11番34地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目7番1地先まで
3 7 4 8	千代ヶ崎 10号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目5番1地先まで
3 7 4 9	千代ヶ崎 11号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目2番3地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目3番1地先まで
3 7 5 0	千代ヶ崎 12号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目7番地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目8番2地先まで
3 7 5 1	千代ヶ崎 13号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目8番5地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目8番13地先まで
3 7 5 2	千代ヶ崎 14号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目2番1地先から 八幡西区千代ヶ崎一丁目9番13地先まで
3 7 6 5	千代ヶ崎 27号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目4番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで
3 7 6 8	千代ヶ崎 30号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目1番8地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目9番地先まで
3 7 6 9	千代ヶ崎 31号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目8番地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番3地先まで
3 7 7 0	千代ヶ崎 32号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目7番46地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番19地先まで
3 7 7 1	千代ヶ崎 33号線	八幡西区千代ヶ崎二丁目6番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番1地先まで
3 7 7 3	千代ヶ崎 35号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目1番1地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目7番20地先まで
5 6 5 4	千代ヶ崎 50号線	八幡西区千代ヶ崎一丁目3番9地先から 八幡西区千代ヶ崎二丁目1番1地先まで

1 4 4 1	中原 2 号 線	戸畑区大字中原 4 6 番 1 0 6 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 8 8 地先まで
1 4 7 4	中原東 2 号線	戸畑区中原東四丁目 4 5 番 1 1 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 0 8 地先まで
1 7 9 6	中原中原 東 2 号線	戸畑区大字中原 4 6 番 1 0 9 地先から 戸畑区大字中原 1 1 4 番 6 3 地先まで
1 8 1 3	中原 7 号 線	戸畑区大字中原 4 6 番 7 4 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 6 8 地先まで

北九州市告示第 1 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、し尿処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州市 環境保全協会	北九州市若松区南二島 五丁目 1 番 1 6 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した

。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第 1 2 2 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 5 8 年北九州市告示第 7 8 - 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

3 係留施設の物揚場・船揚場の表の門司の項中

新門司北 3 号物揚場	門司区新門司北一丁目	2 1 0 . 0 0 (取付) 3 0 . 0 0	- 4 . 0	1 . 5	を
新門司マリーナ船揚場	門司区新門司北二丁目	5 3 . 6 0	- 2 . 0	0 . 5	

新門司北 3 号物揚場	門司区新門司北一丁目	2 1 0 . 0 0 (取付) 3 0 . 0 0	- 4 . 0	1 . 5	に
-------------	------------	-------------------------------	---------	-------	---

改め、小倉の項中

紫川物揚場	小倉北区浅野二～三丁目	4 5 1 . 6 3	- 2 . 7	1 . 0	を
-------	-------------	-------------	---------	-------	---

紫川物揚場	小倉北区浅野二～三丁目	4 5 1 . 6 3	- 2 . 7	1 . 0	に
浅野物揚場	小倉北区浅野二丁目	5 0 . 0 0	- 2 . 5	2 . 0	

改め、係船くい・栈橋の表の門司の項中

新門司マリーナ給油浮栈橋	門司区新門司北二丁目地先	1 0 . 0 0	- 3 . 5	を
新門司マリーナ 1 号浮栈橋	門司区新門司北二丁目地先	1 2 . 0 0 × 3 2	- 3 . 5	
新門司マリーナ 2 号浮栈橋	門司区新門司北二丁目地先	1 2 . 0 0 × 1 6 1 3 . 1 7 × 1 0 1 6 . 2 2 × 8	- 3 . 5	
新門司マリーナ 3 号浮栈橋	門司区新門司北二丁目地先	1 2 . 0 0 × 1 6	- 3 . 5	
西海岸 1 号栈橋	門司区西海岸一丁目地先	2 5 . 0 0 × 2	- 4 . 0	

西海岸1号栈橋	門司区西海岸一丁目地先	25.00×2	-4.0	に
---------	-------------	---------	------	---

改める。

9 船舶役務用施設の船舶保管施設の表の門司の項中

新門司マリーナ ボートヤード	門司区新門司北 二丁目	25,827.72	1級 (舗装部分)	を
大里松原ボート ヤード	門司区松原二丁 目	3,110.16	1級	

大里松原ボート ヤード	門司区松原二丁 目	3,110.16	1級	に
----------------	--------------	----------	----	---

改める。

11 港湾環境整備施設の緑地の表の小倉の砂津緑地の項中

「9,596.03」を「9,511.03」に改める。

北九州市告示第 1 2 3 号

港湾施設の等級の指定（平成 9 年北九州市告示第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

表の船舶保管施設の 1 級地の項中

新門司マリーナボートヤード	門司区新門司北二丁目	舗装部分に限る。	を
大里松原ボートヤード	門司区松原二丁目		

大里松原ボートヤード	門司区松原二丁目		に
------------	----------	--	---

改める。」

北九州市告示第124号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 景気対応資金

第7条第2項中「小規模企業者支援資金」を「前項第2号の小規模企業者支援資金」に改め、同条第3項中「経営力強化サポート資金」を「第1項第5号の経営力強化サポート資金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第4号の景気対応資金のうち、法第2条第6項に規定する特例中小企業者に係る8,000万円を融資限度額とする資金は、国の全国統一保証制度である危機関連保証制度要綱（中小企業庁制定平成29年10月25日付け中庁第1号）に定める保証制度の対象となる融資制度とする。

第8条中「前条第1項第1号及び第2号の資金にあつては商工会議所又は金融機関に、同項第3号、第4号及び第6号から第9号までの資金にあつては金融機関に、同項第5号の資金にあつては市長に、同項第10号及び第11号の資金にあつては市長、商工会議所又は金融機関」を「前条第1項各号の融資制度に応じて次表に定める提出先」に改め、同条に次の表を加える。

融資制度の種類	提出先
一般事業資金（前条第1項第1号） 小規模企業者支援資金（前条第1項第2号） 開業支援資金（前条第1項第10号） 事業承継資金（前条第1項第11号）	商工会議所又は金融機関
連鎖倒産防止資金（前条第1項第3号） 景気対応資金（前条第1項第4号） 経営力強化サポート資金（前条第1項第5号） 新事業開拓支援資金（前条第1項第7号） まち・ひと・しごと創生総合戦略資金（前条第1項第8号）	金融機関

災害復旧資金（前条第1項第9号）	
高度化・準高度化資金（前条第1項第6号）	市長

第9条及び第10条を次のように改める。

（融資の共通要件等）

第9条 第7条第1項各号の融資制度を利用できる者（別表において「融資対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 中小企業者であること。
- （2） 北九州市内に事務所又は事業所を有していること。
- （3） 現に事業を営んでいること。
- （4） 市税を滞納していないこと。
- （5） 保証協会の信用保証の対象業種であること。
- （6） 営業許可又は登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。
- （7） 手形法第83条及び小切手法第69条の規定による手形交換所を指定する省令（令和4年法務省令第39号）に規定する電子交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を現に受けていないこと。
- （8） 保証協会の保証付き借入れについて延滞等の債務不履行がある借入人又はその保証人でないこと。
- （9） 保証協会の代位弁済先で保証協会に求償権が残っていないこと。
- （10） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （11） その他保証協会の保証要件を満たすこと。
- （12） その他融資の申込要件に該当すること。

2 融資利率は年9.0パーセント以内とする。

3 担保は、必要に応じて徴求する。

4 保証人は、中小企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とし、中小企業者である個人については、原則として徴求しない。

5 信用保証は、保証協会の保証を付すものとし、保証料の率は、融資額に対して年2.2パーセント以内とする。

6 前2項の規定にかかわらず、中小企業者である法人が国の全国統一保証制度である事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（中小企業庁制定令和6年1月18日付け中庁第15号）に基づき、保証料の率に一定の料率を上乗せ

して支払うときは、保証人を徴求しない。

7 返済方法は、一括償還又は分割償還とする。

(融資の個別要件等)

第10条 第7条第1項各号の融資制度の目的、資金の使途、融資限度額及び融資期間並びに融資制度の種類に応じて前条各項(第6項を除く。)に掲げる要件に優先して適用される個別要件は、別表のとおりとする。

第11条から第20条までを削り、第21条を第11条とする。

付則第6項及び第7項を削り、付則の次に次の別表を加える。

別表(第10条関係)

1 一般事業資金(第7条第1項第1号)

長期事業資金

項目	内容
(1) 目的	中小企業者に必要な事業資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者
(3) 資金の使途	運転資金及び設備資金(投機的性質を有する土地等の取得費を除く。以下同じ。)
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき1億2,000万円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	10年以内(1年以内)

小口事業資金

項目	内容
(1) 目的	中小企業者が必要とする小口の事業資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者
(3) 資金の使途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき2,000万円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	10年以内(1年以内)
(6) 担保	担保は徴求しない。ただし、必要に応じて担保を徴求することができる。

短期運転資金

項目	内容
----	----

(1) 目的	中小企業者が必要とする短期資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者
(3) 資金の用途	運転資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 3, 0 0 0 万円以内
(5) 融資期間	1 年以内
(6) 融資利率	年 8. 2 5 パーセント以内

2 小規模企業者支援資金（第 7 条第 1 項第 2 号）

項 目	内 容
(1) 目的	小規模企業者（法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに掲げる小規模企業者をいう。以下この表において同じ。）に必要な事業資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。
(2) 融資対象者	小規模企業者
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 2, 0 0 0 万円以内（保証協会の保証に付した融資を受けている場合は、2, 0 0 0 万円から当該融資に係る残高を減じて得た額以内）
(5) 融資期間 （据置期間）	1 0 年以内（1 年以内）
(6) 担保	担保は徴求しない。ただし、必要に応じて担保を徴求することができる。
(7) 保証人	保証人は、小規模企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とし、小規模企業者である個人については、原則として徴求しない。

3 連鎖倒産防止資金（第 7 条第 1 項第 3 号）

項 目	内 容
(1) 目的	他企業の倒産に連鎖する倒産の防止に必要な資金を融資し、中小企業者の経営の立て直しを図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

	<p>ア 法第2条第5項の規定により特定中小企業者に認定されている者</p> <p>イ 他企業の倒産に連鎖して経営に重大な影響を受けたと市長が認めた者</p>
(3) 資金の使途	運転資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 4, 000 万円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	10 年以内 (2 年以内)

4 景気対応資金 (第7条第1項第4号)

項 目	内 容
(1) 目的	金融情勢の変化により経営に重大な影響を受けた中小企業に必要な資金を融資し、中小企業者の経営の立て直しを図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者で、金融情勢の変化により経営に重大な影響を受けたと市長が認めたもの
(3) 資金の使途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 1 億円以内 (法第2条第6項に規定する特例中小企業者は、1 億 8, 000 万円以内)
(5) 融資期間 (据置期間)	10 年以内 (2 年以内)

5 経営力強化サポート資金 (第7条第1項第5号)

項 目	内 容
(1) 目的	事業再生を行う中小企業者に必要な事業資金を融資することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって中小企業の活力の再生を図ること。
(2) 融資対象者	<p>引き続き6月以上同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 産業競争力強化法 (平成25年法律第98号) 第134条第2項に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画に従って事業再生を行う者</p>

	イ 市長が別に定める事業再生の計画に従って事業再生を行う者
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき2億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	15年以内(5年以内)

6 高度化・準高度化資金(第7条第1項第6号)

項 目	内 容
(1) 目的	中小企業者(法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに規定するものに限る。以下この表において同じ。)及び中小企業者たる会社が行う共同化、集団化等の高度化事業(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第3条第1項各号に掲げる事業をいう。以下この表において同じ。)に必要な資金の融資を行い、中小企業の振興に資すること。
(2) 融資対象者	ア 高度化資金 国の定める計画基準により指定を受けた高度化事業を行う中小企業者及び中小企業者たる会社 イ 準高度化資金 国の高度化事業の指定を受けていない高度化事業を行う中小企業者及び中小企業者たる会社
(3) 資金の用途	設備資金
(4) 融資限度額	ア 高度化資金 対象事業費の額から国の定める計画基準により指定を受けた高度化事業についての独立行政法人中小企業基盤整備機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき設立された法人をいう。)又は福岡県(以下「県」という。)の貸付額を控除した額の3分の2に相当する額以内 イ 準高度化資金 対象事業費の80パーセント以内で、1億5,000万円以内。ただし、市長が特に必要と認めるときは、2億5,000

	万円を限度とすることができる。
(5) 融資期間 (据置期間)	ア 高度化資金 20年以内(3年以内) イ 準高度化資金 15年以内(2年以内)
(6) 保証人	保証人は、必要に応じて、中小企業者の理事全員の連帯保証とする。

7 新事業開拓支援資金(第7条第1項第7号)

項目	内容
(1) 目的	現在営んでいる事業の分野から新たな事業の分野への進出及び現在営んでいる事業の拡大を行うために必要な資金を融資し、中小企業者の事業転換、新たな事業の構築及び事業の拡大の促進に資すること。
(2) 融資対象者	引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ア 現在営んでいる事業の分野から新たな事業の分野への進出のための事業を行う者 イ 現在営んでいる事業の拡大を行う者
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき1億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	ア 運転資金 10年以内(1年以内) イ 設備資金 10年以内(2年以内)

8 まち・ひと・しごと創生総合戦略資金(第7条第1項第8号)

項目	内容
(1) 目的	新たに中小企業者(法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する者に限る。以下この表において同じ。)として事業を開始する者又は中小企業者が、産業の活性化と生産性の向上及び質の高い暮らしと快適なまちの実現につながる事業を行うために必要な資金を融資し、地方創生の「成功モデル都市」実現の担い手となる中小企業者の育成を図ること。
(2) 融資対象者	新たな成長分野の事業又は地域の課題の解決のための事業を積極的に行う者であると市長が認めた者で、次のいずれかに該当するもの

	<p>ア 市内で新たに中小企業者として事業を開始する者</p> <p>イ 市内で現在事業を営んでいる中小企業者</p>
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 1 億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	<p>ア 運転資金 10 年以内 (2 年以内)</p> <p>イ 設備資金 15 年以内 (2 年以内)</p>
(6) 保証人	<p>ア 新たに中小企業者 (法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者で法人であるもの又は同項第 5 号若しくは第 6 号に規定する者に限る。) として事業を開始する者又は中小企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とする。</p> <p>イ 新たに中小企業者である個人として事業を開始する者又は中小企業者である個人については、原則として徴求しない。</p>

9 災害復旧資金 (第 7 条第 1 項第 9 号)

項目	内容
(1) 目的	災害により事業活動に支障を来している中小企業者に必要な資金を融資し、当該中小企業者の事業の継続又は事業の早期の復旧に資すること。
(2) 融資対象者	中小企業者で火災、風水害等の災害により損害を受け、事業活動に支障を来していると市長が認めたもの
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 5,000 万円以内。ただし、市長が別に定める規模の災害の場合は、1 億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	10 年以内 (2 年以内)

10 開業支援資金 (第 7 条第 1 項第 10 号)

項目	内容
(1) 目的	新たに中小企業者 (法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する者に限る。以下この表において同

	<p>じ。)として事業を開始しようとする者(以下この表において「新規事業者」という。)、県内で事業を営む中小企業者である会社であって市内で新規事業者として会社を設立しようとするもの又は新規事業者として開業して間もない者が事業を行うために必要な資金を融資し、円滑な開業を支援すること。</p>
<p>(2) 融資対象者</p>	<p>市税(第8条の規定による申込みの手続を行う時点において市外居住者である個人については、当該個人が居住する市町村の市町村税を含む。)を滞納していない者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内で新規事業者として事業を開始しようとする者(1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者又は2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者に限る。)で、事業を開始する時点において市内居住者であるもののうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 事業に必要な資金の2分の1以上の自己資金を有する者</p> <p>(イ) 開業しようとする業種と同一業種又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する者</p> <p>(ウ) 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして事業を行うもの</p> <p>(エ) 国、県、市等が開催する開業支援のための講座を修了した者</p> <p>(オ) その他特に市長が認めた者</p> <p>イ 県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内で新規事業者である会社(市長が別に定める要件に該当するものに限る。ウ及</p>

	<p>びオにおいて同じ。) を設立しようとするもの (当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者に限る。)</p> <p>ウ 市内で新規事業者として事業を開始した日又は県内で事業を営む中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ市内で新規事業者である会社を設立した日以後の期間が5年未満の者</p> <p>エ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者で6月以内に市内で新規事業者として事業を開始しようとするもの</p> <p>オ 市内で新規事業者である個人として事業を開始した日以後の期間が5年未満の者であって市内で新規事業者である会社を設立したもの(以下このオ及び(4)において「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により自らの事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合における、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後の期間が5年未満の当該会社</p>
(3) 資金の使途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	<p>1 融資対象者につき3,500万円以内</p> <p>((2) オに該当する会社を設立した会社設立創業者(当該会社設立創業者が(2)オに該当する他の会社を設立したときは、当該他の会社を含む。)について、既にこの資金に規定する開業支援資金の融資が行われている場合は、3,500万円から当該融資が行われた額を控除した残額以内)</p>
(5) 融資期間 (据置期間)	10年以内(2年以内、(6)イの規定により保証人を徴求しない場合は1年以内)
(6) 保証人	<p>ア 保証人は、(2)イ、ウ又はオに該当する者(ウに該当する者は、法人に限る。)について</p>

	<p>は、必要に応じて当該者の代表者を連帯保証人とし、（２）ア、ウ又はエに該当する者（ウに該当する者は、個人に限る。）については、原則として徴求しない。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、（２）イ、ウ又はオに該当する者（ウに該当する者は、法人に限る。）で市長が別に定めるものについては、保証人は徴求しない。</p>
（７）保証料の率	（６）イの規定により保証人を徴しない場合は、第９条第５項に定める保証料の率に０．２パーセントを上乗せした率とする。

1 1 事業承継資金（第７条第１項第１１号）

項 目	内 容
（１）目的	中小企業者における代表者の死亡等に起因する事業の承継（以下この表において「事業承継」という。）に伴い、事業承継を実施する中小企業者等に必要な資金を融資することにより、事業承継の円滑化を図り、もって中小企業者の事業活動の継続に資すること。
（２）融資対象者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 中小企業者で、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（ア） 国の全国統一保証制度である事業承継特別保証制度要綱（中小企業庁制定令和元年１２月１７日付け中庁第４号）に定める保証制度の対象となる中小企業者</p> <p>（イ） ３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する中小企業者</p> <p>（ウ） 令和２年１月１日から令和７年３月３１日までの間に事業承継を実施した中小企業者であって、当該事業承継の日から３年を経過していないもの</p> <p>（エ） 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号。以</p>

	<p>下「経営承継円滑化法」という。) 第13条第1項に規定する経営承継関連保証の対象となる者として保証協会が経営承継関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成20年9月19日付け)で定める中小企業者</p> <p>(オ) 経営承継円滑化法第13条第3項に規定する経営承継準備関連保証の対象となる者として保証協会が経営承継準備関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成30年7月9日付け)で定める中小企業者</p> <p>(カ) 経営承継円滑化法第13条第6項に規定する経営承継借換関連保証の対象となる者として保証協会が経営承継借換関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定令和2年10月1日付け)で定める中小企業者</p> <p>イ 中小企業者の代表者で、経営承継円滑化法第13条第2項に規定する特定経営承継関連保証の対象となる者として保証協会が特定経営承継関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成30年4月1日付け)で定めるもの</p> <p>ウ 市内居住者で、かつ、事業を営んでいない個人で、経営承継円滑化法第13条第4項に規定する特定経営承継準備関連保証の対象となる者として保証協会が特定経営承継準備関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成30年7月9日付け)で定めるもの</p>
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき2億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	<p>ア 運転資金 10年以内(1年以内)</p> <p>イ 設備資金 15年以内(1年以内) ((2)ア(ア)に該当する者にあつては、10年以内(1年以内))</p>
(6) 保証人	<p>保証人は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア (2)ア(ア)に該当する者については、徴</p>

	<p>求しない。</p> <p>イ (2) ア (イ) 及び (ウ) に該当する者については、当該者が法人である場合は必要に応じて当該者の代表者を連帯保証人とし、当該者が個人である場合は原則として徴求しない。</p> <p>ウ (2) ア (エ) に該当する者については、保証協会が経営承継関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>エ (2) ア (オ) に該当する者については、保証協会が経営承継準備関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>オ (2) ア (カ) に該当する者については、保証協会が経営承継借換関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>カ (2) イに該当する者については、保証協会が特定経営承継関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>キ (2) ウに該当する者については、保証協会が特定経営承継準備関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p>
(7) 保証料の率	<p>融資額に対して年1.90パーセント以内</p> <p>((2) ウに該当する者にあつては1.15パーセント以内)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第 1 2 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 条）第 4 0 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町 6 番 2 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第206号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した北九州市立地適正化計画を改定したので、同条第24項において準用する同条第23項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

1 北九州市立地適正化計画の公表の日

令和6年3月29日

2 北九州市立地適正化計画の公表の方法

北九州市建築都市局計画部都市計画課のホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07900216.html>）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区域内1番1号）に備え付けて一般の縦覧に供する。

北九州市公告第207号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
4810	北九州市立上到津四丁目公園	北九州市小倉北区上到津四丁目24番	北九州市小倉北区上到津四丁目24番の一部

2 供用開始の期日

令和6年3月29日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程（平成11年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条広域・海外事業部広域事業課の項中「連携推進係」を削り、同条水道部設計課の項中「設計第二係」を「設計第二係
連携推進係」に改める。

第2条総務経営部営業課調定係の項第3号中「調定」の次に「及び納入通知」を加え、同条総務経営部営業課収納係の項第1号中「納入通知及び」を削り、同条広域・海外事業部広域事業課広域計画係の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 広域連携に係る認可申請、水利権、予算の調整等に関すること（広域連携に係る計画の実施に関するものは除く。）。

第2条広域・海外事業部広域事業課連携推進係の項を削り、同条水道部計画課管理係の項第2号中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改め、同条水道部設計課の項に次のように加える。

連携推進係

（1） 広域連携に係る計画の実施に関すること。

（2） 広域連携に係る予算の調整等に関すること（広域連携に係る計画の実施に関するものに限る。）。

（3） 水道事業（広域連携に係る計画の実施に関するものに限る。）に係る補助金申請の総括に関すること。

（4） 水道施設整備改良工事の設計に関すること（広域連携に係る計画の実施に関するものに限る。）。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局自動車管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局自動車管理規程等の一部を改正する規程
(北九州市上下水道局自動車管理規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局自動車管理規程(昭和61年北九州市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成8年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

本則後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程(平成11年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局電気工作物保安規程（昭和54年北九州市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第22条 保安責任者は、別に定める基準により、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な措置を講じなければならない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局事務分掌規程及び北九州市交通局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市交通局長 福本 啓二

北九州市交通局事務分掌規程及び北九州市交通局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局事務分掌規程(昭和38年北九州市交通局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

(北九州市交通局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成8年北九州市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第1号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市公営競技長 中村 彰 雄

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する
規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第65条の見出し中「掲示」を「掲載」に改め、同条中「掲示」を「掲載」に、「競走場内及び場外発売場内の掲示所」を「市の指定するウェブサイト」に改める。

付 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市公営競技局長 中村 彰 雄

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する
規程

(北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

(北九州市公営競技局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市公営競技局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市公営競技局職員証に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市公営競技局職員証に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条後段中「規定及び第1号様式から第3号様式」を「規定並びに第1号様式及び第2号様式」に、「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市公営競技局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第4条 北九州市公営競技局職員の名札着用に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市公営競技局職員の被服の貸与に関する規程の一部改正)

第5条 北九州市公営競技局職員の被服の貸与に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市公営競技局自動車管理規程の一部改正)

第6条 北九州市公営競技局自動車管理規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市議会規程第1号

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程

北九州市議会事務局規程（昭和44年北九州市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課庶務係の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条政策調査課調査係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条政策調査課政策係の項に次の2号を加える。

（4） 議会の広報（市議会だよりを含む。）に関する事。

（5） 政務活動費に関する事。

第5条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市選挙管理委員会告示第2号

北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市選挙管理委員会
委員長 新 上 健 一

北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市選挙管理委員会規程（昭和38年北九州市選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。

第24条の3中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に、「総務局人事部給与課の」を「総務市民局人事部給与課の」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市農業委員会告示第1号

北九州市農業委員会規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市農業委員会

会長 大庭喜重

北九州市農業委員会規則の一部を改正する告示

北九州市農業委員会規則（令和2年北九州市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第27条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に、「総務局人事部給与課の」を「総務市民局人事部給与課の」に改める。

第2号様式（表面）中「立入検査」を「立入調査」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第2号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の教育委員会の本庁の項中

「

〔総務部〕庶務係長

〔教職員部〕教職員係長 人事制度係長 給与制度係長 労務係長

給与厚生係長 人材確保、人事管理、人材育成、サービス及び争訟

を担当する担当係長 職員団体を担当する係員

を

「

〔総務部〕庶務係長

〔教職員部〕教職員係長 制度係長 労務係長 給与厚生係長 人

材確保、人事管理、人材育成、サービス及び争訟を担当する担当係長

職員団体を担当する係員

に

改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第3号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる職員」を「高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号に掲げる」を「前項の」に改める。

第6条中「総務局、市民文化スポーツ局及び子ども家庭局」を「総務市民局及び都市ブランド創造局」に改める。

第7条及び第9条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3の教諭、養護教諭及び高等専修学校の教員の項中「、養護教諭及び高等専修学校の教員」を「及び養護教諭」に改める。

(北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 北九州市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の個別の市長部局の本庁の項中

「
〔秘書室〕庶務係長 秘書係長 担当係長
〔総務局〕管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長
人事係長 制度係長 組織管理係長 人材開発係長 労務・
安全衛生係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及び服務
を担当する担当係長 職員団体を担当する係員
〔財政局〕予算係長
〔環境局〕職員係長
」

を

「
〔市長公室秘書課〕庶務係長 秘書係長 担当係長
〔総務市民局〕管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務
」

係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人材開発係長
 労務・安全衛生係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及び
 びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員
 〔財政・変革局〕 予算係長
 〔環境局〕 職員係長

に

改め、同表の個別の教育委員会の項中

特別支援学校	校長 副校長 教頭
戸畑高等専修学校	校長

を

特別支援学校	校長 副校長 教頭
--------	-----------

に

改める。

(北九州市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第4条 北九州市人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和43年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に、「総務局人事部給与課の」を「総務市民局人事部給与課の」に改める。

(北九州市職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 北九州市職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年北九州市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「並びに高等専修学校」を削る。

(級別職務に関する規則の一部改正)

第6条 級別職務に関する規則(平成28年北九州市人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7級」を「6級」に改め、同条第3項中「から4級まで」及び「の職務の級の欄に掲げる職務の級の区分に応じて、それぞれ同表」を削る。

別表第3中

2級	職制上の段階の教育職の2等級に分類された職の職務
3級	職制上の段階の教育職の3等級に分類された職の職務
4級	職制上の段階の教育職の4等級に分類された職の職務

を

2級	職制上の段階の教育職の2等級に分類された職の職務
----	--------------------------

に

改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市人事委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程（昭和44年北九州市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市監査委員告示第1号

北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程（昭和43年北九州市監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に、「総務局人事部給与課の」を「総務市民局人事部給与課の」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市監査委員訓令第1号

庁中一般

北九州市監査委員の事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

北九州市監査委員の事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市監査委員の事務局長以下専決規程（昭和43年北九州市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第5号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月29日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

ガス需給に関する基本契約及び大口供給契約

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立医療センター事務局管理課

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和6年3月13日

4 契約の相手方の名称及び住所

西部瓦斯株式会社 営業本部 北九州都市開発部

北九州市小倉北区愛宕一丁目5番10号

5 契約金額

調整単位料金（1立方メートル当たりの基準単位料金64.35円に原料費調整単価を加えた金額）に使用量を乗じた額

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達取扱規程第14条第1項第4号に該当するため